

胆江広域水道用水供給事業

令和6年度

水質検査計画



奥州金ヶ崎行政事務組合

目 次

ページ

1	基本方針	1
2	水道事業の概要	1
	(1) 事業概要	
	(2) 給水状況	
	(3) 浄水施設の概要	
3	水源の状況	3
4	水道の原水及び水道水の水質状況	3
5	定期的な水質検査	3
	(1) 水質検査の区分	
	(2) 水質検査地点	
	(3) 水質検査の検査地点、項目及び頻度	
6	臨時の水質検査	9
7	水質検査方法	9
8	水質検査の精度と信頼性の確保	9
	(1) 水質検査の精度	
	(2) 信頼性の確保	
9	水質検査計画及び検査結果の公表	10
10	関係機関との連携	10

1 基本方針

奥州金ケ崎行政事務組合は、供給している水道水が水道水質基準に適合していることを遵守するため、検査地点、検査項目及び検査頻度を設定し、水道法施行規則第 15 条に定めるところにより水質検査を実施します。

(1) 検査地点の設定について

検査地点は、水道法施行規則第 15 条第 2 項に基づき、水質基準の適合状況を確実に判断できる場所として、末端となる供給地点（2箇所）及び浄水場の浄水池出口とします。これに加えて、水源の水質状況を把握するため浄水場の着水井とします。

(2) 検査項目の設定について

検査項目は、法令に基づく「毎日検査項目」及び「水質基準項目」に加え、水質管理上必要と判断し、将来にわたり水道水の安全性を確保するために検査を行う「水質管理目標設定項目」及び「放射性物質」とします。

(3) 検査頻度の設定について

検査頻度は、過去の水質検査の結果及び水源の状況を勘案して設定します。

2 水道事業の概要

(1) 事業概要

本事業は、胆沢ダムを水源とし、受水団体である奥州市及び金ケ崎町へ1日最大30,000m³/日の水道用水を供給する計画です。現在は奥州市のみ供給を行っております。

(2) 給水状況

令和4年度の給水状況は表-1のとおりです。

表-1 給水状況

区 分	令和4年度
年間総供給水量	3,776,464m ³ /年
1日最大供給水量	11,927m ³ /日(令和4年8月10日)
1日平均供給水量 (m ³)	10,346m ³ /日

(3) 浄水施設の概要

浄水施設の概要は、表-2、図-1のとおりです。

表-2


名 称	たんこう浄水場	
所在地	奥州市胆沢若柳字上横沢原 157-1	
水 源	胆沢ダム	
	施設能力	現在（第2期整備完了）：14,600m ³ /日 最終（第3期整備予定）：30,000m ³ /日
	沈 澱 池	横流式沈澱池（傾斜板付）
	ろ 過 池	自然平衡自己逆流洗浄式
	浄水処理	凝集沈澱＋急速ろ過
	使用薬品	凝集剤：ポリ塩化アルミニウム（PAC） 消毒剤：次亜塩素酸ナトリウム その他：苛性ソーダ

図-1

たんこう浄水場

おいしい水ができるまで

① 止水井

ダムからきた原水の水位を安定させ、水の量を調節します。

② 混和池

水の中にごりを沈みやすくする薬品を入れてよくかき混ぜます。

③ フロック形成池

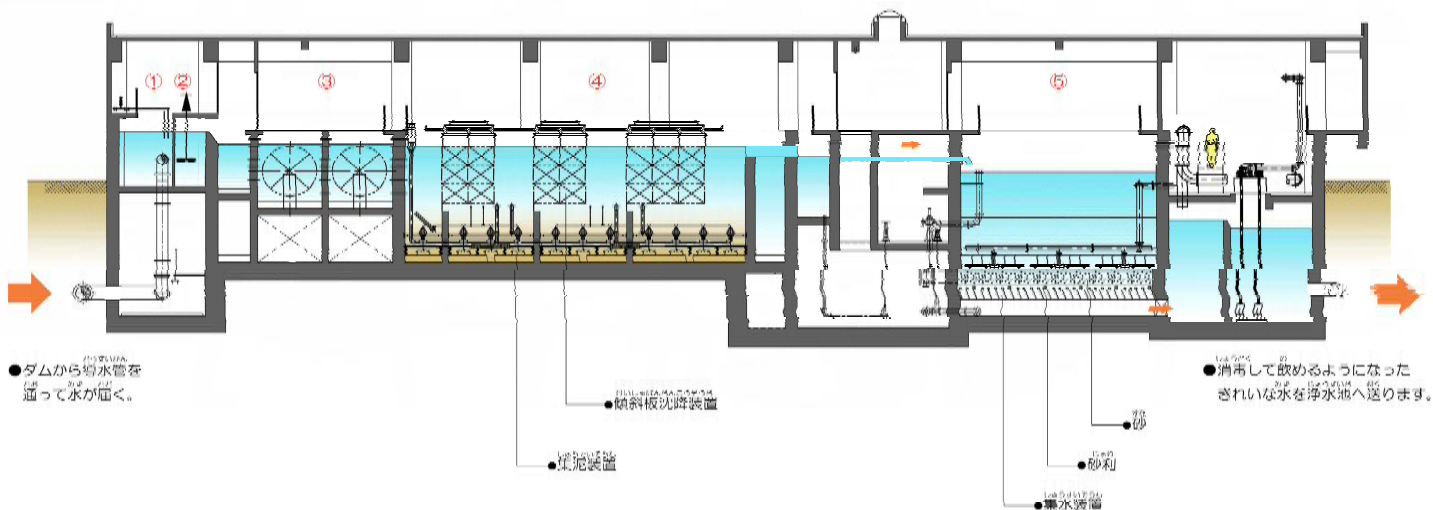
水をかき混ぜて水の中にごりをかたまりにします。

④ 沈殿池

水をゆっくり流してにごりのかたまりを沈めきれいな水を成り出します。

⑤ 急速ろ過池

沈殿池を通過してきた水を濾の層にある砂と砂利の層できれいになります。



3 水源の状況

胆沢ダムの上流部は焼石岳であり、焼石岳は、奥羽山脈中部に属し、牛形山、駒ヶ岳などからなる焼石連峰の主峰で、栗駒国立公園の一部であるため、ほとんどが森林であり、水質保全の面で大変恵まれた環境にあります。

そのため将来においても、人為的汚染は少ないと考えます。

4 水道の原水及び水道水の水質状況

水源である胆沢ダムは、現在まで水質はおおむね良好な状態ですが、降雨等による濁度水の発生が見られ、ダム湖が一度濁ると原水の濁りが長期化する傾向にあります。

また、現在までは、藻類等によるカビ臭等の発生はありませんが、ダム湖は閉鎖性水域であるため、富栄養化が進行しやすく、藻類の異常発生によるカビ臭等にも注意する必要があります。

浄水場では、原水の状況により適切な浄水処理を行っており、当組合の水道水は水質基準を十分に満たしておりますので、安全かつ安心してご利用いただける良質な水を供給しています。

過去の原水（着水井）及び浄水（供給地点、浄水場出口）の水質基準項目の検査結果は別表-1～4（P11～14）のとおりです。

5 定期的な水質検査

(1) 水質検査の区分

当組合では、法令で義務付けられている毎日検査項目や水質基準項目の検査に加えて、水質管理上必要と判断した原水及び水源の検査と、水質管理目標設定項目の検査を行います。（図-2を参照）

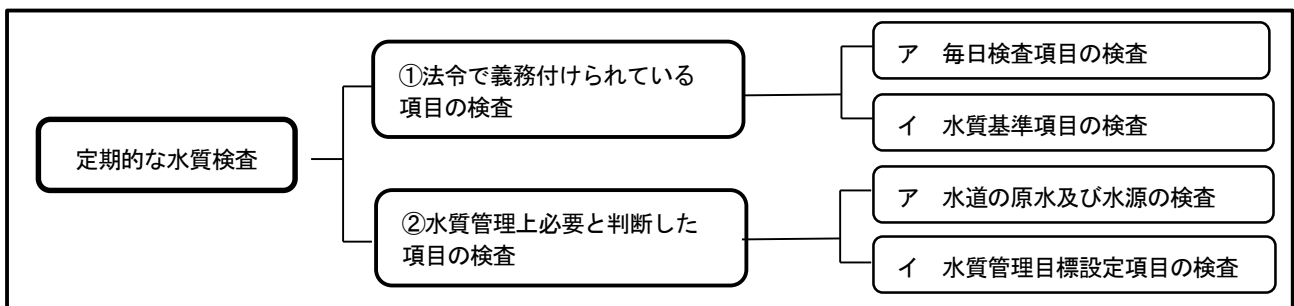


図-2 水質検査の区分

① 法令で義務付けられている項目の検査

ア 毎日検査項目の検査

水道水の供給地点（2箇所：小林受水池、万松寺ポンプ場）において、1日1回以上行う検査です。

イ 水質基準項目の検査

水道水が水質基準に適合していることを確認するために行う検査です。厳しい基準値が設定されています。（P-6、表-4を参照）

② 水質管理上必要と判断した項目の検査

ア 水道の原水及び水源の検査

水道の原水及び水源の水質状況を把握し、適切な浄水処理に反映させるために行う検査です。

イ 水質管理目標設定項目の検査

水質基準項目の検査に準じて行う検査です。将来にわたり水道水の安全性を確保するための目標値が設定されています。

(2) 水質検査地点

当組合では、水道水の供給地点（2箇所：小林受水池、万松寺ポンプ場）、浄水場の浄水池出口及び浄水場着水井を水質検査地点とし、定期的な水質検査を行います。（図-3を参照）



図-3 水質検査地点

(3) 水質検査の検査地点、項目及び頻度

当組合では、過去の水質検査結果及び水源の水質状況等を考慮し、水質検査を以下のとおり行います。

① 法令で義務付けられている項目の検査

ア 毎日検査項目の検査（表-3を参照）

▽ 検査地点

水道水の供給地点（2箇所：小林受水池、万松寺ポンプ場）及び浄水場の浄水池出口で検査を行います。

▽ 検査項目

「色」、「濁り」及び「消毒の残留効果（残留塩素）」の3項目について検査を行います。

▽ 検査頻度

上記の3項目について、1日1回検査を行います。

表-3 毎日検査

NO.	項目	基準	検査頻度（回/年）		
			水道水供給地点		浄水場の出口
			小林	万松寺	
1	色	異常のないこと	365	365	365
2	濁り	異常のないこと	365	365	365
3	消毒の残留効果（残留塩素）	0.1mg/l以上	365	365	365

水道水の供給地点（小林受水池、万松寺ポンプ場）では、自動水質計器（色度、濁度、残留塩素）により、24時間連続で計測しています。

イ 水質基準項目の検査（表-4を参照）

▽ 検査地点

水道水の供給地点（2箇所：小林受水池、万松寺ポンプ場）及び浄水場の浄水池出口で検査を行います。

▽ 検査項目

水質基準項目（51項目）について検査を行います。

▽ 検査頻度

水道水の供給地点では、法令に基づく頻度を基準とし、検査項目毎に過去の検出状況に応じて頻度を設定して検査を行います。

表-4 水質基準項目の検査

番号	項目	基準値	供給地点 過去3年 の最大値	基準値との比較		法に基づく 基本検査 頻度	過去3年間の 検査結果から 法令上設定で きる回数	計画年間回数			備 考
				1/10	1/5			浄水場	供給地点 小林	供給地点 万松寺	
基 1	一般細菌	100/1ml以下	0			1回/月	1回/月	12	12	12	省略不可項目
基 2	大腸菌	検出されないこと	不検出			1回/月	1回/月	12	12	12	
基 3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	<0.0003	○	—	1回/3月	1回/3年	4	1	1	水道用水の安全確認のため
基 4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	<0.00005	○	—	1回/3月	1回/3年	4	1	1	
基 5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	<0.001	○	—	1回/3月	1回/3年	4	1	1	
基 6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	<0.001	○	—	1回/3月	1回/3年	4	1	1	
基 7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	<0.001	○	—	1回/3月	1回/3年	4	1	1	
基 8	六価クロム化合物	0.02mg/L以下	<0.002	○	—	1回/3月	1回/3年	4	1	1	
基 9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	<0.004	○	—	1回/3月	1回/3年	4	1	1	
基 10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	<0.001			1回/3月	1回/3月	4	4	4	省略不可項目
基 11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	0.1	○	—	1回/3月	1回/3年	4	1	1	水道用水の安全確認のため
基 12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	<0.08	○	—	1回/3月	1回/3年	4	1	1	
基 13	ホウ素及びその化合物	1mg/L以下	<0.1	○	—	1回/3月	1回/3年	4	1	1	
基 14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	<0.0002	○	—	1回/3月	1回/3年	4	1	1	
基 15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	<0.005	○	—	1回/3月	1回/3年	4	1	1	
基 16	シス-1,2ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	<0.004	○	—	1回/3月	1回/3年	4	1	1	
基 17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	<0.002	○	—	1回/3月	1回/3年	4	1	1	
基 18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	<0.001	○	—	1回/3月	1回/3年	4	1	1	
基 19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	<0.001	○	—	1回/3月	1回/3年	4	1	1	
基 20	ベンゼン	0.01mg/L以下	<0.001	○	—	1回/3月	1回/3年	4	1	1	
基 21	塩素酸	0.6mg/L以下	0.1			1回/3月	1回/3月	4	4	4	省略不可項目
基 22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	<0.002			1回/3月	1回/3月	4	4	4	
基 23	クロロホルム	0.06mg/L以下	0.014			1回/3月	1回/3月	4	4	4	
基 24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	0.007			1回/3月	1回/3月	4	4	4	
基 25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下	<0.01			1回/3月	1回/3月	4	4	4	
基 26	臭素酸	0.01mg/L以下	<0.001			1回/3月	1回/3月	4	4	4	
基 27	総トリハロメタン	0.1mg/L以下	0.02			1回/3月	1回/3月	4	4	4	
基 28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	0.008			1回/3月	1回/3月	4	4	4	
基 29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	0.007			1回/3月	1回/3月	4	4	4	
基 30	ブロモホルム	0.09mg/L以下	0.003			1回/3月	1回/3月	4	4	4	
基 31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	<0.008			1回/3月	1回/3月	4	4	4	
基 32	亜鉛及びその化合物	1mg/L以下	<0.005	○	—	1回/3月	1回/3年	4	1	1	水道用水の安全確認のため
基 33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	0.022	—	○	1回/3月	1回/3年	4	1	1	
基 34	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	<0.03	○	—	1回/3月	1回/3年	4	1	1	
基 35	銅及びその化合物	1mg/L以下	<0.005	○	—	1回/3月	1回/3年	4	1	1	
基 36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	5.6	○	—	1回/3月	1回/3年	4	1	1	
基 37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	<0.001	○	—	1回/3月	1回/3年	4	1	1	省略不可項目
基 38	塩化物イオン	200mg/L以下	8			1回/月	1回/月	12	12	12	
基 39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	22	○	—	1回/3月	1回/3年	4	1	1	水道用水の安全確認のため
基 40	蒸発残留物	500mg/L以下	72	—	○	1回/3月	1回/年	4	1	1	
基 41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	<0.02	○	—	1回/3月	1回/3年	4	1	1	
基 42	ジェオスミン	0.00001mg/L以下	<0.000001			原因藻類発生時 月に1回以上	原因藻類発生時 月に1回以上	8	5	5	原因藻類の発生による水質変動の恐れがあるため
基 43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	<0.000001			原因藻類発生時 月に1回以上	原因藻類発生時 月に1回以上	8	5	5	
基 44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	<0.002	○	—	1回/3月	1回/3年	4	1	1	水道用水の安全確認のため
基 45	フェノール類	0.005mg/L以下	<0.0005	○	—	1回/3月	1回/3年	4	1	1	
基 46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下	0.5			1回/月	1回/月	12	12	12	省略不可項目
基 47	pH値	5.8以上8.6以下	7.2~7.7			1回/月	1回/月	12	12	12	
基 48	味	異常でないこと	異常なし			1回/月	1回/月	12	12	12	
基 49	臭気	異常でないこと	異常なし			1回/月	1回/月	12	12	12	
基 50	色度	5度以下	<1			1回/月	1回/月	12	12	12	
基 51	濁度	2度以下	<0.1			1回/月	1回/月	12	12	12	

② 水質管理上必要と判断した項目の検査

ア 水道の原水の検査（表-5を参照）

▽ 検査地点

水道の原水は浄水場着水井で検査を行います。

▽ 検査項目

- 1) 水質基準項目（味及び消毒副生成物 11項目を除く 39項目）
- 2) クリプトスポリジウム及びジアルジア（2項目）
- 3) クリプトスポリジウム等対策指針に基づく指標菌（2項目）

以上の項目について検査を行います。

▽ 検査頻度

水質基準項目及び指標菌2項目の検査については4月、7月、10月及び1月の年4回の頻度で検査を行います。

ただし、ジェオスミンと2-メチルイソボルネオールについては、原因藻類の発生しやすい季節（5月、6月、8月、9月）に検査を行うため、水質基準項目を含め年8回の検査を行います。

また、クリプトスポリジウム及びジアルジアは7月に1回検査を行います。

表-5 水質基準項目の検査

番号	項目	検査月												検査回数		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
基 1	一般細菌	○			○				○				○			4
基 2	大腸菌	○			○				○				○			4
基 3	カドミウム及びその化合物	○			○				○				○			4
基 4	水銀及びその化合物	○			○				○				○			4
基 5	セレン及びその化合物	○			○				○				○			4
基 6	鉛及びその化合物	○			○				○				○			4
基 7	ヒ素及びその化合物	○			○				○				○			4
基 8	六価クロム化合物	○			○				○				○			4
基 9	亜硝酸態窒素	○			○				○				○			4
基 10	シアン化物イオン及び塩化シアン	○			○				○				○			4
基 11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○			○				○				○			4
基 12	フッ素及びその化合物	○			○				○				○			4
基 13	ホウ素及びその化合物	○			○				○				○			4
基 14	四塩化炭素	○			○				○				○			4
基 15	1,4-ジオキサン	○			○				○				○			4
基 16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	○			○				○				○			4
基 17	ジクロロメタン	○			○				○				○			4
基 18	テトラクロロエチレン	○			○				○				○			4
基 19	トリクロロエチレン	○			○				○				○			4
基 20	ベンゼン	○			○				○				○			4
基 21	塩素酸															0
基 22	クロロ酢酸															0
基 23	クロロホルム															0
基 24	ジクロロ酢酸															0
基 25	ジブロモクロロメタン															0
基 26	臭素酸															0
基 27	総トリハロメタン															0
基 28	トリクロロ酢酸															0
基 29	ブロモジクロロメタン															0
基 30	ブロモホルム															0
基 31	ホルムアルデヒド															0
基 32	亜鉛及びその化合物	○			○				○				○			4
基 33	アルミニウム及びその化合物	○			○				○				○			4
基 34	鉄及びその化合物	○			○				○				○			4
基 35	銅及びその化合物	○			○				○				○			4
基 36	ナトリウム及びその化合物	○			○				○				○			4
基 37	マンガン及びその化合物	○			○				○				○			4
基 38	塩化物イオン	○			○				○				○			4
基 39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○			○				○				○			4
基 40	蒸発残留物	○			○				○				○			4
基 41	陰イオン界面活性剤	○			○				○				○			4
基 42	ジェオスミン	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○			8
基 43	2-メチルイソボルネオール	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○			8
基 44	非イオン界面活性剤	○			○				○				○			4
基 45	フェノール類	○			○				○				○			4
基 46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○			○				○				○			4
基 47	pH値	○			○				○				○			4
基 48	味															0
基 49	臭気	○			○				○				○			4
基 50	色度	○			○				○				○			4
基 51	濁度	○			○				○				○			4
指標菌	クリプトスポリジウム及びジアルジア				○				○				○			1
	大腸菌	○			○				○				○			4
	嫌気性芽胞菌	○			○				○				○			4

イ 水質管理目標設定項目の検査（表-6を参照）

▽ 検査地点

水道水の供給地点（2箇所：小林受水池、万松寺ポンプ場）、浄水場の浄水池出口及び原水は浄水場着水井で検査を行います。

▽ 検査項目

水質管理目標設定項目（「亜塩素酸」、「二酸化塩素」、「農薬類」を除く24項目）のうち、浄水17項目、原水14項目とし、種別に応じた項目について検査を行います。

▽ 検査頻度

7月に年1回の頻度で検査を行います。

表-6 水質管理目標設定項目の検査

番号	項目	検査月(供給地点、浄水場出口)												検査回数	
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
目 1	アンチモン及びその化合物				○										1
目 2	ウラン及びその化合物				○										1
目 3	ニッケル及びその化合物				○										1
目 5	1,2-ジクロロエタン				○										1
目 8	トルエン				○										1
目 9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)				○										1
目 13	ジクロロアセトニトリル				○										1
目 14	抱水クロラール				○										1
目 19	遊離炭酸				○										1
目 20	1,1,1-トリクロロエタン				○										1
目 21	メチル-tert-ブチルエーテル				○										1
目 22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)				○										1
目 23	臭気強度(TON)				○										1
目 27	腐食性(ランゲリア指数)				○										1
目 28	従属栄養細菌				○										1
目 29	1,1-ジクロロエチレン				○										1
目 31	ペルフルオロオクタンスルホン酸及びペルフルオロオクタン酸				○										1

番号	項目	検査月(浄水場着水井)												検査回数	
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
目 1	アンチモン及びその化合物				○										1
目 2	ウラン及びその化合物				○										1
目 3	ニッケル及びその化合物				○										1
目 5	1,2-ジクロロエタン				○										1
目 8	トルエン				○										1
目 9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)				○										1
目 19	遊離炭酸				○										1
目 20	1,1,1-トリクロロエタン				○										1
目 21	メチル-tert-ブチルエーテル				○										1
目 22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)				○										1
目 23	臭気強度(TON)				○										1
目 27	腐食性(ランゲリア指数)				○										1
目 29	1,1-ジクロロエチレン				○										1
目 31	ペルフルオロオクタンスルホン酸及びペルフルオロオクタン酸				○										1

6 臨時の水質検査

臨時の水質検査は以下の場合に行います。

- (1) 著しい着色や濁り、異常な臭気が生じるなど、水源の水質が著しく悪化したとき
- (2) 多数の魚のへい死など、水源に異常があったとき
- (3) 水源付近、供給区域及びその周辺において消化器系感染症が流行しているとき
- (4) 薬品注入機の故障などにより、浄水処理の過程に異常が起きたとき
- (5) 送水管等の水道施設が著しく汚染されたとき
- (6) 浄水施設等を新設又は増設したとき
- (7) その他、特に必要があると認められたとき

検査地点は、水道水の供給地点のほか、状況に応じてその他の地点も検査の対象とします。検査項目は、水質基準項目を中心に、状況に応じて決定します。

なお、臨時の水質検査は、水道水の安全性が確認できるまで継続して行います。

7 水質検査方法

水質検査（消毒の残留効果に関する検査を除く）は、水道法第 20 条第 1 項第 3 号の規定により、地方公共団体の機関である「岩手中部水道企業団」国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた業者に委託して行います。

クリプトスポリジウム及びジアルジアの検査は、国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた業者への委託により行います。

表-7 水質検査の委託

委託検査項目	委託検査機関	検査頻度	検査方法
消毒の残留効果に関する検査	浄水場運営管理者が実施	1日1回	D P D 試薬による比色測定法
水道法に基づく水質基準項目（51項目）	岩手中部水道企業団	水質検査項目により頻度が異なる ・ 1回/月 ・ 1回/3箇月	水質基準に関する省令の規定に基づき国土交通大臣及び環境大臣が定める方法
水質管理目標設定項目（17項目）	岩手中部水道企業団及び国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者	1年に1回	水質管理目標設定項目の検査方法
クリプトスポリジウム及びジアルジア	国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者	1年に1回	水道における指標菌及びクリプトスポリジウム等の検査方法
クリプトスポリジウム等に基づく指標菌	岩手中部水道企業団	1年に4回	水道における指標菌及びクリプトスポリジウム等の検査方法
放射性物質	当組合指名競争入札資格者名簿に登録されている者	3箇月に1回	水道水等の放射能測定マニュアル

8 水質検査の精度と信頼性の確保

(1) 水質検査の精度

主な委託先を地方公共団体の機関であり、当組合、奥州市、金ヶ崎町が共同参加している共同水質検査センターの「岩手中部水道企業団」とするほか、他の項目につ

いても国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた水質検査機関等へ委託することで、正確かつ精度の高い検査データの収集に努めています。

(2) 信頼性の確保

岩手中部水道企業団では測定者間のバラつきをなくすために、分析機器ごとに測定手順書を整えてより精度の高い測定を行っています。

また、水質検査の信頼性を確保するため、国が実施する精度管理に参加するなど、信頼性の保証に努めています。

9 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画は、毎年事業年度の開始前に策定し、組合の窓口で閲覧できるほか組合ホームページに掲載します。水質検査結果についても同様に組合の窓口での閲覧及び組合ホームページに掲載します。

10 関係機関との連携

水質汚染事故や水系感染症の発症などがあつたときは、国土交通省、環境省、岩手県等の関係機関と情報交換するとともに、構成市町と連携して迅速に対策を講じます。

また、水源における水質汚濁事故が発生したときは、国土交通省と情報交換するとともに、現地調査と適切な浄水処理工程の管理を行い、水道水の安全性を確保します。

別表1 原水（着水井）水質検査結果

番号	項目	基準値	R3	R4	R5	3年間
			最大	最大	最大	最大
基 1	一般細菌	100/1ml以下	684	61	322	684
基 2	大腸菌	検出されないこと	4.5	4.5	49	49
基 3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
基 4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
基 5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基 6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基 7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	0.001	<0.001	0.001	0.001
基 8	六価クロム化合物	0.02mg/L以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基 9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
基 10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基 11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	0.19	0.17	0.16	0.19
基 12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08
基 13	ホウ素及びその化合物	1mg/L以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
基 14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
基 15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基 16	シス-1,2ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
基 17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基 18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基 19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基 20	ベンゼン	0.01mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基 21	塩素酸	0.6mg/L以下	—	—	—	—
基 22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	—	—	—	—
基 23	クロロホルム	0.06mg/L以下	—	—	—	—
基 24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	—	—	—	—
基 25	ジブromokロロメタン	0.1mg/L以下	—	—	—	—
基 26	臭素酸	0.01mg/L以下	—	—	—	—
基 27	総トリハロメタン	0.1mg/L以下	—	—	—	—
基 28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	—	—	—	—
基 29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	—	—	—	—
基 30	ブロモホルム	0.09mg/L以下	—	—	—	—
基 31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	—	—	—	—
基 32	亜鉛及びその化合物	1mg/L以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基 33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	0.05	0.098	0.362	0.362
基 34	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	0.078	0.115	0.347	0.347
基 35	銅及びその化合物	1mg/L以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基 36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	4.5	4.5	4.3	4.5
基 37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	0.017	0.036	0.031	0.036
基 38	塩化物イオン	200mg/L以下	5.2	5.3	4.6	5.3
基 39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	27	25	25	27
基 40	蒸発残留物	500mg/L以下	60	59	60	60
基 41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
基 42	ジェオスミン	0.00001mg/L以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
基 43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
基 44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基 45	フェノール類	0.005mg/L以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
基 46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下	0.9	0.9	1.6	1.6
基 47	pH値	5.8以上8.6以下	7.4~7.5	7.4~7.5	7.3~7.5	7.3~7.5
基 48	味	異常でないこと	—	—	—	—
基 49	臭気	異常でないこと	青草臭	青草臭	青草臭	青草臭
基 50	色度	5度以下	5	4	12	12
基 51	濁度	2度以下	2.8	2.1	15.7	15.7

※基準値は、水道により供給される水に対する基準であり、原水は浄水処理により水質基準を満たす水となっております。

別表2 浄水（浄水場出口）水質検査結果

番号	項目	基準値	R3	R4	R5	3年間
			最大	最大	最大	最大
基 1	一般細菌	100/1ml以下	0	0	0	0
基 2	大腸菌	検出されないこと	(-)陰性	(-)陰性	(-)陰性	(-)陰性
基 3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
基 4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
基 5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基 6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基 7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基 8	六価クロム化合物	0.02mg/L以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基 9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
基 10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基 11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	0.19	0.16	0.15	0.19
基 12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08
基 13	ホウ素及びその化合物	1mg/L以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
基 14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
基 15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基 16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
基 17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基 18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基 19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基 20	ベンゼン	0.01mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基 21	塩素酸	0.6mg/L以下	<0.06	0.1	0.08	0.1
基 22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基 23	クロロホルム	0.06mg/L以下	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006
基 24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	<0.003	0.004	0.003	0.004
基 25	ジブromクロロメタン	0.1mg/L以下	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
基 26	臭素酸	0.01mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基 27	総トリハロメタン	0.1mg/L以下	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
基 28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	<0.003	0.004	0.003	0.004
基 29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	<0.003	<0.003	0.003	0.003
基 30	ブロモホルム	0.09mg/L以下	<0.009	<0.009	<0.009	<0.009
基 31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008
基 32	亜鉛及びその化合物	1mg/L以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基 33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	0.017	0.021	0.009	0.021
基 34	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03
基 35	銅及びその化合物	1mg/L以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基 36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	5.5	5.1	6.4	6.4
基 37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基 38	塩化物イオン	200mg/L以下	7.6	7.3	7.9	7.9
基 39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	28	26	26	28
基 40	蒸発残留物	500mg/L以下	58	58	56	58
基 41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
基 42	ジェオスミン	0.00001mg/L以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
基 43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
基 44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基 45	フェノール類	0.005mg/L以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
基 46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下	0.4	0.4	0.5	0.5
基 47	pH値	5.8以上8.6以下	7.1~7.4	7.1~7.4	7.1~7.4	7.1~7.4
基 48	味	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
基 49	臭気	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
基 50	色度	5度以下	<1	<1	<1	<1
基 51	濁度	2度以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1

別表3 浄水（供給地点 小林）水質検査結果

番号	項目	基準値	R3	R4	R5	3年間
			最大	最大	最大	最大
基 1	一般細菌	100/1ml以下	0	0	0	0
基 2	大腸菌	検出されないこと	(-)陰性	(-)陰性	(-)陰性	(-)陰性
基 3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
基 4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
基 5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基 6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基 7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基 8	六価クロム化合物	0.02mg/L以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基 9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
基 10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基 11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	0.06	0.06	0.08	0.08
基 12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08
基 13	ホウ素及びその化合物	1mg/L以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
基 14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
基 15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基 16	シス-1,2ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
基 17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基 18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基 19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基 20	ベンゼン	0.01mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基 21	塩素酸	0.6mg/L以下	<0.06	0.1	0.07	0.1
基 22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基 23	クロロホルム	0.06mg/L以下	0.008	0.008	0.009	0.009
基 24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	<0.003	0.006	0.005	0.006
基 25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
基 26	臭素酸	0.01mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基 27	総トリハロメタン	0.1mg/L以下	0.011	<0.01	0.014	0.014
基 28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	0.003	0.007	0.006	0.007
基 29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	0.003	<0.003	0.005	0.005
基 30	ブロモホルム	0.09mg/L以下	<0.009	<0.009	<0.009	<0.009
基 31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008
基 32	亜鉛及びその化合物	1mg/L以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基 33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	0.009	0.022	0.011	0.022
基 34	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03
基 35	銅及びその化合物	1mg/L以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基 36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	4.5	3.8	5.6	5.6
基 37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基 38	塩化物イオン	200mg/L以下	7.9	7.3	8	8
基 39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	21	20	21	21
基 40	蒸発残留物	500mg/L以下	51	33	72	72
基 41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
基 42	ジェオスミン	0.0001mg/L以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
基 43	2-メチルイソボルネオール	0.0001mg/L以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
基 44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基 45	フェノール類	0.005mg/L以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
基 46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下	0.4	0.4	0.5	0.5
基 47	pH値	5.8以上8.6以下	7.2~7.5	7.2~7.4	7.2~7.4	7.2~7.5
基 48	味	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
基 49	臭気	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
基 50	色度	5度以下	<1	<1	<1	<1
基 51	濁度	2度以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1

別表4 浄水（供給地点 万松寺）水質検査結果

番号	項目	基準値	R3	R4	R5	3年間
			最大	最大	最大	最大
基 1	一般細菌	100/1ml以下	0	0	0	0
基 2	大腸菌	検出されないこと	(-)陰性	(-)陰性	(-)陰性	(-)陰性
基 3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
基 4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
基 5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基 6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基 7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基 8	六価クロム化合物	0.02mg/L以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基 9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
基 10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基 11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	0.06	0.06	0.1	0.1
基 12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08
基 13	ホウ素及びその化合物	1mg/L以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
基 14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
基 15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基 16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
基 17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基 18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基 19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基 20	ベンゼン	0.01mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基 21	塩素酸	0.6mg/L以下	<0.06	0.1	0.07	0.1
基 22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基 23	クロロホルム	0.06mg/L以下	0.01	0.013	0.014	0.014
基 24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	0.004	0.007	0.005	0.007
基 25	ジブromクロロメタン	0.1mg/L以下	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
基 26	臭素酸	0.01mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基 27	総トリハロメタン	0.1mg/L以下	0.013	0.017	0.02	0.02
基 28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	0.005	0.008	0.006	0.008
基 29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	0.003	0.007	0.006	0.007
基 30	ブロモホルム	0.09mg/L以下	<0.009	0.003	<0.009	0.003
基 31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008
基 32	亜鉛及びその化合物	1mg/L以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基 33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	0.013	0.021	0.008	0.021
基 34	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03
基 35	銅及びその化合物	1mg/L以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基 36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	4.5	3.8	5.2	5.2
基 37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基 38	塩化物イオン	200mg/L以下	7.6	7.3	7.6	7.6
基 39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	22	21	22	22
基 40	蒸発残留物	500mg/L以下	52	37	62	62
基 41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
基 42	ジェオスミン	0.00001mg/L以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
基 43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
基 44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基 45	フェノール類	0.005mg/L以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
基 46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下	0.4	0.4	0.5	0.5
基 47	pH値	5.8以上8.6以下	7.4~7.7	7.4~7.6	7.3~7.6	7.3~7.7
基 48	味	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
基 49	臭気	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
基 50	色度	5度以下	<1	<1	<1	<1
基 51	濁度	2度以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1

— お問い合わせ先 —

奥州金ヶ崎行政事務組合
水質管理課浄水係

〒023-0003

奥州市水沢佐倉河字仙人 49

TEL : 0197-24-5821

FAX : 0197-24-5823

e-mail : suidou@ok-gyousei.iwate.jp